

「食」を通じた魅力化向上業務
プロポーザル応募要領

令和8年4月
浜田市産業経済部観光交流課

目次

1	事業概要	1
2	業務内容	1
3	勤務地	1
4	派遣社員定員	1
5	募集要件	1
6	派遣形態	2
7	募集期間	3
8	派遣受入期間	3
9	派遣受入時期	3
10	費用負担	3
11	提案上限額	4
12	提案への参加表明書等の提出	4
13	応募要領の公表	4
14	提案の書類	5
15	審査	6
16	その他	7
17	申込み先・問合せ先	7

「食」を通じた魅力化向上業務 プロポーザル応募要領

浜田市では、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、「食」を通じた本市の魅力や価値の向上、地域経済の活性化につなげる取り組みを行います。この取り組みに対し、次のとおりご協力いただける企業（以下「派遣元企業」という。）を募集します。

1 事業概要

本市と派遣元企業との間で、派遣条件等について協定を締結したうえで、派遣元企業の社員（以下「派遣社員」という。）を派遣していただきます。派遣社員は、そのノウハウや知見を生かし、次の各分野に係る業務に従事していただきます。

2 業務内容

派遣社員は、「食」を通じた本市の魅力及び価値の向上並びに地域経済の活性化に資する事業活動の推進のため、次に掲げる基本的事項の業務に従事するものとします。具体的事項の業務については、各年度の開始日までに業務計画書を作成することとします。

- (1) 浜田市の「食」に関する事項についての調査・分析
- (2) 浜田市の「食」を核とした観光コンテンツ（ガストロノミーツーリズム）の造成と体制整備
- (3) 「食」の魅力向上に資する各種支援

■3か年の事業内容イメージ

【初年度：基盤整備】

公募型プロポーザルにより派遣元企業を決定し、起業人を中心に市内の食資源、食文化の整理・分析を行い、ガストロノミーツーリズムのコンセプト設計と生産者、飲食店などの食に関連する事業者や観光事業者との連携体制を構築する。

【翌年度：造成・実証】

体験型ガストロノミーツーリズム商品の造成を行い、モニターツアーによる実証と検証をし、受入体制、価格設定、提供方法を整理する。

【翌々年度：定着・自走化】

商品の本格運用、販路拡大を図るとともに、事業終了後も継続可能な推進体制の確立を目指す。

3 勤務地

島根県浜田市殿町1番地

浜田市役所本庁舎4階 産業経済部 観光交流課

4 派遣社員定員

1人

5 募集要件

- (1) 参加資格に関する要件

本提案に参加できる者は、次の全ての条件を満たすものとし、必要に応じて市から証明書

等の確認資料の提出を求めることがあります。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。

イ 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿の分類「役務」の大分類「その他役務」に登録されていること。

※参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「17 申込み先・問合せ先」へ事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とします。その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 8 年 5 月 8 日（金）までに郵送してください（当日必着）。また、島根県電子調達システムからの申請において、申請先は「浜田市」のみを選択してください。

(2) 派遣社員に関する要件

派遣社員は、次のア〜キに掲げるすべての要件に該当する者としてします。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）又は三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）であること。ただし、入社後 3 月未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域に勤務する者を除く。

イ 6 月以上 3 年以内の期間、本市に派遣され、地域活性化、さらには地方圏への人の流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

ウ 派遣期間の各月において、本市の開庁日の半分以上で本市の区域内において業務に従事すること。

エ 派遣期間の全期間において、開庁日の半分以上を本市で業務に従事すること。

オ パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる者であること。

カ 食関連産業と観光分野両方の知見を有し、観光商品造成やブランディングができ、地域事業者と信頼関係を築ける調整力・実行力を有する者であること。

キ 道路交通法第 84 条第 3 項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）者であること。

(3) 派遣元企業に関する要件

派遣元企業は、次のア及びイの要件に該当する企業としてします。

ア 三大都市圏又は指定都市等に所在する企業等であること。

イ 地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

6 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年

次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

7 募集期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月18日（月）まで
スケジュールは、次のとおり予定しています。

募集開始	令和8年4月20日（月）	
質問の受付	令和8年5月1日（金）	午後5時15分まで
参加表明書提出期限	令和8年5月18日（月）	午後5時15分まで
提案書提出期限	令和8年6月9日（火）	午後5時15分まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年6月29日（月）	（予定）
派遣元企業、地域活性化起業人決定通知	令和8年7月	（予定）
派遣に関する協定書締結	令和8年7月	（予定）
派遣開始	令和8年8月1日（土）	（予定）

8 派遣受入期間

6月以上3年以内の期間

※令和9年度以降については、予算成立を条件とします。

9 派遣受入時期

令和8年8月から令和11年7月までの最長3年間とします。

※令和9年度以降については、予算成立を条件とします。

※具体的な受入開始日は、協議の上、決定します。

10 費用負担

次の(1)～(3)に掲げる経費については、派遣元企業の請求に応じて本市が負担します。

(1) 派遣社員に関する給与等相当額

派遣社員に関する給料、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働災害補償保険等の事業主負担分及び退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）を支払います。ただし、給与等相当額については、派遣社員1人につき年額金6,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

（例）令和8年度派遣受入期間が令和8年8月1日から令和9年3月31日までの場合、派遣社員1人につき4,066,000円（6,100,000円×8月÷12月＝4,066,666円）が上限です。

(2) 派遣社員の発案・提案した事業に要する経費

派遣社員の発案・提案した事業に要する経費（派遣社員が主体となって発案・提案し自治体が実施したイベント、調査研究事業に要した経費等）（以下「必要経費」という。）を支払います。

(3) 派遣社員の移動旅費

派遣社員が派遣期間中の業務に係る移動相当額旅費（以下「旅費相当額」という。）を支

払います。ただし、旅費相当額については、派遣社員1人につき年額金600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(例) 令和8年度派遣受入期間が令和8年8月1日から令和9年3月31日までの場合、派遣社員1人につき400,000円（600,000円×8月÷12月=400,000円）が上限です。

11 提案上限額

- (1) 給与等相当額 6,100,000円
- (2) 必要経費 2,000,000円
- (3) 旅費相当額 600,000円

12 提案への参加表明書等の提出

「5 募集要件」を満たし、このプロポーザルに参加する意思がある場合は、次の提出書類を提出期限までに持参、郵送又は電子メールで提出してください。

(1) 提出書類

NO	提出書類名	部数	提出期限
1	参加表明書（様式第1号）	1部	令和8年5月18日（月）
2	事業者概要書（様式第2号）	1部	午後5時15分必着 （持参の場合の受付時間：土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

(2) 質問の受付及び回答

実施要領及びプロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けます。

ア 提出書類 質問書（様式第3号）

イ 受付期間 令和8年4月20日（月）から5月1日（金）午後5時15分まで

ウ 提出場所 「17 申込み先・問合せ先」と同じ

エ 提出方法 持参、郵送又は電子メール（件名「地域活性化起業人_参加表明」）として提出してください。

オ 回 答 質問者に対して受付後1週間以内を目途に回答します。

また、質問の要旨及び回答を浜田市ホームページで公表します（質問者名は非公表）。ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じるおそれがある場合は、公表しません。

13 応募要領の公表

応募要領は、次のとおり配布します。

(1) 公表開始日 令和8年4月20日（月）

(2) 公表場所 浜田市ホームページに掲載
（市ホームページ URL）

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1774246442969/index.html>

※郵送、メール等による資料配付は行いません。

14 提案の書類

参加表明者の資格確認後、提案資格を有すると認められたものは、次に掲げる提出書類を提出期限までに観光交流課に持参、郵送又は電子メールのいずれかで提出してください。

- ※ 提出形式は、持参又は郵送の場合、紙ベース及び PDF データ（DVD-R 等）で提出してください。また、電子メールの場合、PDF データをメールに添付し件名を「地域活性化起業人_提案」として提出してください。
- ※ 持参の場合は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ※ 郵送の場合は、簡易書留による提出期限必着とします。
- ※ ファクシミリでの提出は、不可とします。
- ※ 提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(1) 提出書類

NO	提出書類名	部数	提出期限
1	企画提案書（任意様式）	8部	令和8年6月9日（火） 午後5時15分必着 （持参の場合の受付時間：土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）
2	浜田市地域活性化起業人申出書 （様式第4号）	8部	
3	派遣社員の職務経歴書 （任意様式）	8部	
4	見積書（様式第5号） ※内訳書（任意書式）	8部	

(2) 提出書類の記載事項及び記載上の留意点

NO	提出書類名	記載内容
1	企画提案書 （任意様式）	(1) 実施体制 ・事業の実施体制、派遣社員へのサポート体制 (2) 業務実績 ・過去に類似又は関連した業務の実績 (3) 提案趣旨 ・本事業の基本方針や事業コンセプト ・各年度の取組及び実施スケジュール ・「食」を核とした観光コンテンツ（ガストロノミーツーリズム）の考え方 ・事業終了後の継続可能な推進体制の考え方 ・「食」の魅力向上に資する各種支援の考え方
2	派遣社員の職務経歴書 （任意様式）	今まで在籍した会社、自分が配属になった部署、担当した仕事やプロジェクト、収めた成果などの職務経歴、活かせる知識やスキル、資格、免許等を記載してください。
3	見積書（様式第5号） ※内訳書（任意書式）	次の3項目の限度額内で見積額を記載してください。 また、見積額の内訳を添付してください。 (1) 給与等相当額（限度額：6,100,000円）

		(2) 必要経費（限度額：2,000,000円） (3) 旅費相当額（限度額：600,000円） ※各項目の限度額を超えた場合は失格とします。
--	--	---

(3) 提出場所 「17 申込み先・問合せ先」のとおりです。

(4) 留意事項

ア 申請の際に要する費用は、事業者の負担とします。

イ 提出書類の内容の変更又は追加は、市が補正を求めた場合を除いて、原則として認めません。また、市が受理した提出書類は、返却しません。

ウ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

エ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあります。

オ 市が提供した公募に関する資料等は、他の目的での使用を禁止します。

カ 事業者が申請に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その責任の一切を事業者が負うものとします。

キ 提出書類の著作権は、事業者に帰属します。

ク 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）第 7 条に規定する不開示情報を除き、提出書類（追加提出資料を含む。）及び本市の評価を公開する場合があります。

ケ 申請から協定締結までの期間に申請を辞退しようとするときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第 6 号）を提出してください。なお、辞退したことによる不利益な取扱いはありません。

15 審査

「食」を通じた魅力化向上業務選定委員会において審査し、プレゼンテーション審査の結果、総合的に優れた能力を有すると認められたものを当該契約の相手方となるべき候補者として選定します。

参加者が 1 者の場合も、プレゼンテーション審査により、総合的に優れた能力を有すると認められたときは、契約候補者として選定します。

なお、平均点が 6 割未満（60 点未満）となる場合は、受託候補者として選定しません。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 予定日 令和 8 年 6 月 29 日（月） ※詳細は、別途通知します。

イ 実施方法 対面又はオンライン形式（Zoom）のうち、提案者が希望する形式で実施します。

ウ 場 所 対面の場合は、浜田市役所内会議室を予定しています。

エ 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大 3 人以内とします。
※派遣社員の出席を必須とします。

オ 審査時間 提案説明を 30 分以内で行い、その後質疑応答を 20 分以内で行います。

カ 審査内容 審査項目は、審査基準のとおりとします。

キ 留意事項

(ア) プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。ただし、

パワーポイント等の使用は、可能とします。※当日の追加資料は、認めません。

(イ) 資料(提案書)、スクリーン、パソコン (Windows)、プロジェクター、レーザーポインター、延長コード等は、本市で準備します。

(ウ) プレゼンテーションは、非公開で実施します。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、文書等で企画提案者全員に対し通知します。ただし、審査結果についての不服申し立て等は、受け付けません。

16 その他

(1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」（令和3年3月30日（総行応第78号）制定）の定めるところとします。

(2) 派遣社員の派遣及び従事する業務等必要事項については、別途協議のうえ協定書により定めます。

(3) 本募集への応募に関する一切の費用は、派遣元企業の負担とします。

(4) 選考内容は、原則として公表しません。

(5) 募集スケジュールに変更ある場合は、その都度派遣企業に通知します。

17 申込み先・問合せ先

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市産業経済部観光交流課観光企画係

TEL：0855-25-9530 FAX：0855-23-4040

E-mail：kankou@city.hamada.lg.jp